公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一　インターネット等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布することができる者を、公職の候補者及び政党等（※）並びに年齢満１８年以上の者に限定する。

※　候補者届出政党、名簿届出政党等又は確認団体

（公職選挙法第１４２条の３第１項関係）

二　在外選挙インターネット投票の導入及び街頭演説等を妨げる行為に対応するための施策の在り方に係る検討規定を削る。

（附則第８条関係）